

第4回 名寄市農業委員会総会（令和4年4月）会議録

日 時 令和4年4月27日（水）

午後1時35分 開始

午後2時05分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	7件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	3件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	8件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	3件	承認
第6	議案第5号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認

第4回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	20番 小田桐正彦
2番 新田司	11番 上手浩幸	21番 飯塚明夫
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	19番 村中洋一	

欠席 18番 中村敏夫

第4回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年4月27日（水）午後1時35分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第4回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第4回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は18番 中村敏夫委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員26名
の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となってい
ますので、本総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、20
番 小田桐委員、21番 飯塚委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、小田桐正彦委員、飯塚明夫委員に決定い
たしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
初めに、**番号1番**について事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

水間委員： はい。

議 長： 水間委員。

水間委員： 6番 水間です。番号1番ですが、場所は元名寄市場があったところの道路東向かいになり
ます。私は昨日、高橋委員、中村委員もそれぞれ現地確認していきまして、農地ではないこ
とを確認しています。

議 長： ただいま、水間委員より意見がありました。
番号1番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、**番号2番、3番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号2番、3番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。2番と3番について説明します。所在ですが、地図の5ページをご覧ください。まず2番の方が34番と書いてあるところの4の上のところの部分になります。番号3番は38番のイオン名寄ショッピングセンターの道路を挟んで北側の部分になります。今月の22日、私と山上委員、清水委員3名で現地を確認してきました。2番につきましては、すでに周りが住宅地となっており、農地以外ということを確認してきました。3番につきましても、すでに雑木、雑草等がかなり生い茂っており、農地ということには認められませんでした。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
番号2番、3番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番、3番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、**番号4番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。まずこちらの土地の所在ですけれども、地図6ページをご覧ください。左側中間辺りに基線という黄色いマーカーがありますけれども、その下の道路に面した土地になります。私は4月20日、また飯塚委員、菅野委員は別日に現地を確認しています。この土地については、木が生えており農地ではないことを確認してきました。審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
番号4番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、**番号5番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。この場所は、風連庁舎から東方向に400mくらいの地点で、中央公園東の国道40号線と線路との間の道路の西側の土地になります。現地は菅原委員、上手委員、そして私は4月21日、事務局がそれぞれで確認してきました。周りは住宅地で、非農地で問題がないと確認してきました。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
番号5番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に、番号6番の審査ですが、私より意見がありますので村中代理と進行を交代いたします。暫時休憩します。(13:42)

議 長： 再開します。(13:42)
番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号6番について説明します。地図の8ページをご覧ください。中間の下の方に、道道瑞生下土別線という黄色いマーカーがありますが、瑞生と書いてある“瑞”と“生”の間くらいの場所になります。私と又村委員は18日、19日に新田委員が現地を確認してきています。いずれも取付道路として利用されていまして、農地ではないと確認してきました。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
番号6番について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は、原案のとおり証明することに決定いたします。席移動のため、暫時休憩します。(13:44)

議 長： 再開します。(13:44)
番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号7番について説明いたします。まず場所の所在については、地図の9ページ、日進地区の中に本通と黄色いマーカーがありますが、本通と13線が交わる左上の辺りになります。現地確認については、事務局そして横田委員、林委員、私とそれぞれ別日で確認をしてきましたが、現在は木が生えており山のような状態となっていることから農地とは認められない状況でした。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
番号7番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： **日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
本件は、番号1番から3番まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号1番から3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号1番から3番までを一括して承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から3番まで一括して承認することに決定しました。

議 長： **日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
初めに売買の審査を行います。**番号1番、2番**について事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号1番、2番について読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号1番、2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続いて**貸貸借**の審査を行います。
番号1番、2番の審査は、菅野委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。(13:48)

議 長： それでは議事を再開します。(13:48)
それでは、**番号1番、2番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号1番、2番について読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。1番、2番について説明いたします。この両件の土地は、先ほど〇〇さんとの合意解約をした土地で、〇〇〇〇〇〇の構成員の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんとの貸貸借です。問題のない案件と思いますが、ご審議のほどお願いします。

議 長： ただいま、番号1番、2番について、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号1番、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。
菅野委員に着席をお願いいたします。(13:50)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:50)
続いて、**番号3番から5番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号3番から5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号3番、4番、5番について説明します。まず3番の所在ですが、地図8ページの中ほどに黄色のマーカーで20線とありますが、その右側縦線東6号のかど周辺が所在地になります。次に4番の所在ですが、中ほどに黄色のマーカー21線があり

ますが、縦線東7号のかど周辺が所在地となります。次に5番の所在ですが、3番の所在への農道がありまして、その南側が所在地となります。3案件とも新規の賃貸となります。賃貸価格も両者合意となっています。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、番号3番から5番について、上手委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号3番から5番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番から5番は原案のとおり決定いたしました。続いて**番号6番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。案件6番について説明いたします。まず場所の所在については9ページになります。御料9線で南1番通と南2番通のちょうど中間辺りで、川を挟んで水田が7枚程度あるところです。今回、〇〇さんが体調不良のため規模縮小するというので、〇〇さんと双方協議のもとでの賃貸であるため、問題ない案件と考えています。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、番号6番について飯村委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号1番の審査は、清水委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩といたします。(13:54)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:54)
それでは、**番号1番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号1番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

竹部委員：はい。

議長：竹部委員。

竹部委員：22番 竹部です。1番について説明いたします。土地の所在ですが地図の7ページをご覧ください。地図の左端の真ん中に弥生というピンクのマーカーがありますが、その上に道道西風連名寄線という文字が走ってます。その名寄の“寄”の下辺りに並行して走る市道がありまして、その市道の南側が今回の所在となっています。相続農地の処分ということで、この2つの地番の間に挟まれた農地を耕作している清水委員への贈与ということになります。1ha以上というまとまった土地の贈与ですけれども、この農地内に一部古い建物だとか、その潰れた残渣といったものもあるため、それらの今後の管理、処分も清水委員に合わせて引き受けていただくということから、贈与ということで両者合意のうえで本件はまともっています。問題ない案件と思いますが、皆さんの審議をお願いします。

議長：ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり決定いたしました。
次に、番号2番の審査は、住田委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席願います。清水委員も着席を願います。
（13：57）

議長：それでは議事を再開いたします。（13：57）
それでは、番号2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号2番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員：はい。

議長：武田委員。

武田委員：14番 武田です。ここは〇〇さんが高齢ということで相続農地の処分ということになっています。〇〇さんが近隣を耕作しているということで贈与という形になります。何ら問題ない案件だと思います。よろしくをお願いします。

議長：ただいま、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり決定いたしました。
住田委員には着席を願います。(13:59)

議 長： 議事を再開いたします。(13:59)
次に、**番号3番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号3番について説明します。この案件については、賃貸借の期間終了に伴う更新で、2月の段階で賃貸希望の申し出があり、地区内で諮った結果、〇〇さんが希望ということで、〇〇さんと〇〇さんとの間で合意されました。場所につきましては、図面8ページになります。今は無き東風連駅から高台に上がっていき、中名寄線に向かう直線に入ったところの北側になります。ここにつきましては、双方協議に基づく賃貸のため、問題ない案件かと思えます。皆様の審議をよろしく願います。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第6、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
議案第5号 番号1番の審査ですが、私から意見がありますので、村中代理と進行を交代します。(14:01)

議 長： 再開いたします。(14:01)
番号1番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんよりご意見を求めます。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号1番について説明します。地図の8ページで、先ほど現況証明のあった道道瑞生下士別線の瑞と生の間付近の土地になります。〇〇さんと〇〇さんは、ご夫婦でございます。この度、乾燥施設を建設して、昨年農地等も増やされて乾燥施設も老朽化しているということで、新たに乾燥施設を建設したいということの転用になります。よろしく願いいたします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号1番について許可相当と意見を付して、北海道に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は許可相当と意見を付して、北海道に進達することに決定いたしました。暫時休憩をいたします。(14:03)

議 長： それでは議事を再開します。(14:03)
次に、番号2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号2番について説明します。所在地は地図9ページをご覧ください。9ページのピンク色のマーカーで日進と書いてある左側に、道道下川風連線という黄色いマーカーがあります。そのちょうど御料4線のかどから、右上約1cmほど右斜め上の方に住宅がありますが、そこに数年前に大きな酪農牛舎が建っています。そこに今回、〇〇さんが乾乳牛舎等を建設するための申請となっています。何ら問題はないと思いますけれども、ご審議のほどお願いいたします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号2番について許可相当と意見を付して、北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は許可相当と意見を付して、北海道に進達することに決定いたしました。

議長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第4回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時05分 閉会)

【公告：令和4年4月27日 番号49番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____